

保険・年金

国民年金のお知らせ



■支払いはお得な口座振替で

国民年金保険料の10月～来年3月分を10月末日に口座から引き落とす6カ月前納なら、1,220円引きされます。希望者は8月31日(月)までに届け出てください。また、毎月納付でも、当月保険料

を当月末に引き落とす「早割」だと、年間720円引きされます。早割は随時受け付けています。届け出は年金手帳または基礎年金番号通知書、通帳、金融機関の届け出印を持って、金融機関の窓口で「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」を提出してください。
問貝塚年金事務所 ☎ 431-1122、市民課 ☎ 423-9460
■国民年金保険料の「追納」
国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)、納付猶予、学生納付特例の承認期間がある場合、将来の年金受給額が少なくなります。10年以内であれば、さかのぼって保険料を納め(追納)、将来の受け取り額を増やすことができます。ただし、免除などの承認を受

けた期間の翌年度から3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に一定の額が加算されます。
問貝塚年金事務所 ☎ 431-1122

その他のお知らせ

自衛官などを募集

資料はQRコードから受付番号「323」で請求できます。試験日・試験場所など詳しくはお問い合わせください。
■防衛大学校学生
修学年限は4年で、卒業後約1年で幹部に任官します。
問日本国籍を有する高卒(見込みを含む)18歳以上21歳未満の人

受付期間推薦・総合選抜…9月5日(土)～8日(火)、一般…10月15日(木)まで
■一般曹候補生(非任期制)
陸・海・空の各部隊の中核となる「曹」をめざす人のための制度です。
問日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人 受付期間第2回…9月1日(火)まで、第3回…9月15日(火)～11月20日(金)
■2等陸・海・空士(任期制)
陸上自衛官は2年、海上・航空自衛官は3年を1任期として勤務する制度です。
問日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人 受付期間
随時
問自衛隊岸和田地域事務所 ☎ 426-0902

国民健康保険・後期高齢者医療制度

8月から高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になった場合、決められた上限額(自己負担限度額)を超えた分が後から払い戻されるものです。

制度改正により、医療技術の進歩や高齢化に伴う医療費の増加を踏まえ、将来にわたり安心して医療を受けられる制度を維持するため、高額療養費の自己負担限度額が段階的(8月・令和9年8月)に見直されます。

8月診療分から、高額療養費の上限額(自己負担限度額)が表のとおり変わり、新たに世帯単位の年間上限が設けられます。年間上限額を超えた分については、償還払いにより支給されます。

70歳以上の人の自己負担限度額

適用区分	負担割合	月額上限		年間上限(※2)	後期高齢者医療制度対象者	
		外来+入院(世帯ごと)			負担割合	年間上限(※2)
		外来(個人ごと)				
現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)	3割	270,300円+(医療費-901,000円)×1%【4回目以降(※1)140,100円】		168万円	3割	168万円
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上)		179,100円+(医療費-597,000円)×1%【4回目以降(※1)93,000円】		111万円		111万円
現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上)		85,800円+(医療費-286,000円)×1%【4回目以降(※1)44,400円】		53万円		53万円
一般(課税所得145万円未満等)	2割	22,000円(年間限度額216,000円)	61,500円【4回目以降(※1)44,400円】	53万円(※3)	2割	53万円
低所得者Ⅱ		11,000円(年間限度額96,000円)	25,700円【4回目以降(※1)24,600円】	29万円	1割	41万円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,700円	18万円		29万円

70歳未満の人の自己負担限度額

適用区分	負担割合	月額上限		年間上限
		3回目まで	4回目以降(※1)	
ア 課税所得901万円を超える	3割	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	140,100円	168万円
イ 課税所得600万円を超え901万円以下		179,100円+(医療費-597,000円)×1%	93,000円	111万円
ウ 課税所得210万円を超え600万円以下		85,800円+(医療費-286,000円)×1%	44,400円	53万円
エ 課税所得210万円以下(非課税世帯除く)		61,500円	44,400円	53万円(※3)
オ 市民税非課税世帯		36,900円	24,600円	29万円

(※1) 過去12カ月以内に3回以上、月ごとの上限額に達した場合に4回目からその月額上限額が更に引き下げられることをいいます(多数回該当)。

(※2) 月ごとの自己負担額が増えても、年間の上限額に達した場合は、それ以上の医療費は後から払い戻されます(8月～翌年7月の1年間で計算)。

(※3) 課税所得86万円未満(70歳以上は28万円未満)に該当する場合は、41万円を適用。

広告

広告

広告掲載については ㈱IM総合企画 ☎ 072-275-5449 ㈱朝日コネクト大阪 ☎ 06-6226-1311 ㈱宣成社 ☎ 06-6222-6888 ㈱ウィット ☎ 072-668-3275